

## 第3次米原市環境基本計画策定支援業務仕様書

### 1 業務名

令和8年度 米産業政策第9号 第3次米原市環境基本計画策定支援業務

### 2 業務目的

米原市は「未来につなぐ《水源の里まいばら》」を基本理念とする現行の第2次米原市環境基本計画を平成30年度に策定し、令和4年度に中間見直しを行った。

現行計画は、令和9年度までを計画期間とし、本市が目指すべき将来像を実現するため各種施策を展開している。

本業務は、令和9年度に計画期間が終了することに伴い、社会情勢の変化や進捗状況等の評価を踏まえ、本市の環境行政の最上位計画である「米原市環境基本計画」の次期計画（第3次）を策定することを目的とする。

本計画は、本市が有する伊吹山や琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、本市のシンボルである「ホテル」や「ハリヨ」などの生物多様性、名水百選に選ばれた「泉神社湧水」や「居醒の清水」をはじめとする水環境等の地域特性を踏まえ、環境保全と地域課題の解決を両立する米原らしい環境施策の方向性を示す計画とする。

併せて本計画には「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」および「地域気候変動適応計画」を包含するものとし、脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現および気候変動に強い地域づくりを推進するための指針とする。

### 3 対象地域

米原市全域

### 4 業務内容

業務の内容は、おおむね以下のとおり想定しているが、契約締結時に本市と受託者双方の協議により確定する。

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」のほか、環境省等が公表している各種最新のマニュアル等に基づき適切な方法で行うこと。

#### 4.1 環境基本計画骨子案の作成（令和8年度業務）

##### (1) 計画準備

業務着手後速やかに本市と協議しながら業務計画書を作成するものとする。

##### (2) 基本的事項等の整理

第3次米原市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画、地域気候変動適応計画包含）策定に

関する背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定、上位計画や関連計画との位置づけについて整理・検討すること。また、現行計画に示した地域特性の見直しや情報の追加を実施するため、自然・経済・社会的条件に関する基礎資料の収集・整理を行うこと。

(3) 地域概況の整理

計画を策定する上で必要となる本市の地域概況として、以下の内容について調査すること。  
なお、調査に当たっては既存資料調査を基本とする。

【地域概況】

位置・地勢／気温・降水量／人口・世帯数／産業／土地利用／交通／観光 等

【環境概況】

生活環境／水環境／自然環境／社会環境／地球環境 等

(4) 環境の現状分析・課題の整理

前項の調査結果を整理し現行計画の成果、現在の環境の状況を分析し、本市の取組が進んでいる項目、今後の取組が必要と考えられる課題、市民等が期待する本市の環境のイメージや環境施策等を整理すること。

(5) 計画の将来像・基本方針の設定

前項で整理された課題及び総合計画等の各種計画における理念及び計画目標等を勘案し、計画の将来像および基本方針を設定すること。

(6) 市民・事業者向けのアンケート調査の実施（市民約1,000人、事業所約100社）

オープンデータでは把握しきれない市の特徴・課題や脱炭素化に関する取り組み状況を把握するためアンケート調査を実施する。なお、調査票の作成・印刷、発送・回収および調査結果の集計・分析・取りまとめについては受託者が実施すること。

(7) 各種団体等のヒアリングの実施支援

ヒアリング対象の検討およびヒアリング実施結果の取りまとめを行う。なお、ヒアリング対象は、10団体程度を想定している。

(8) 計画骨子案の作成

これまでの結果を取りまとめ、第3次米原市環境基本計画の骨子案を作成する。

(9) 環境審議会および庁内会議の開催支援

第3次米原市環境基本計画策定に向けた受託者からの提案内容等の審議・検討、意見交換と、円滑な事業推進を目的とし、地域内のステークホルダーを含む環境審議会を令和8年度に2回、

また、庁内会議の開催について2回開催する予定である。受託者は全会議に出席するとともに、事前打合せ、資料の作成、受託業務における提案内容等についての説明、助言、会議運営支援および議事録の取りまとめを行うこと。

#### (10) 打合せ協議

打合せは必要に応じて適宜実施する。

### 4.2 環境基本計画の策定（地域気候変動適応計画含む）、地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の改定

（令和9年度業務）

#### (1) 基本的事項の整理・検討

これまでの検討を踏まえ、現行計画の基本理念に基づき構成した5つの分野において、進捗状況や達成状況について整理・検証するとともに評価と課題の整理を行うこと。

各分野とその基本方針は以下のとおりである。

##### ア 分野Ⅰ「ひと」

- ① 次代へ伝える自然体験・環境教育の推進
- ② 市民・事業者等・行政の協働の推進

##### イ 分野Ⅱ「自然環境」

- ① 多面的な機能を持つ森林の保全
- ② 生物多様性と水環境の保全・発信

##### ウ 分野Ⅲ「環境を活かす」

- ① 自然と共生する農業・水産業と観光の推進
- ② 環境と調和した景観の形成

##### エ 分野Ⅳ「脱炭素・循環」

- ① 脱炭素地域づくりの推進

※ 詳細は「米原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」に掲載

- ② 資源循環とごみ排出量の削減

##### オ 分野Ⅴ「生活環境」

- ① 公害の防止
- ② 生活空間の保全

#### (2) 基本理念と目指す環境像

本市の特性や市民意識、地球環境の変化等を踏まえ、基本理念を提案すること。また、基本理念に基づき本市の目指す環境像を提案すること。

#### (3) 基本方針と基本施策

本市の現状と課題、目指す環境像の実現に向けての基本方針と基本施策を提案すること。

(4) 重点プロジェクト

本計画の目指す環境像を実現し、水源の里まいばらの環境を誇りとし、未来につなげていくための米原らしい重点的に取り組むべき施策を提案すること。

(5) 地球温暖化対策実行計画・地域気候変動適応計画

温室効果ガス排出量の現況推計と将来推計を行い、計画に反映すること。

なお、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」における「現状趨勢（BAU）ケース」を含む2つ以上のパターンを提案すること。

再生可能エネルギーポテンシャルの推計および再生可能エネルギーの種類ごとに賦存量調査を実施すること。

また、温室効果ガス排出量の削減目標および削減目標と整合する再生可能エネルギーの導入目標について種別ごとに提案すること。併せて温室効果ガス削減目標と再生可能エネルギーの導入目標を実現するための施策を提案すること。

(6) 計画推進体制

次期計画を実行性の高いものとするために、現行計画の推進体制の検証を行い、より効果のある推進体制について提案すること。

(7) 施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標・温室効果ガス排出量削減目標の実現と、地域課題の解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた施策の検討を行うこと。

(8) 計画案の作成・パブリックコメントの実施

これまでの結果をとりまとめ、第3次米原市環境基本計画案の本編・概要版を作成すること。

なお、本計画には、前節で検討した地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）および地域気候変動適応計画を包含すること。また、計画案のパブリックコメントを行うにあたり、公表資料の作成等を行うこと。なお、パブリックコメントは、令和9年11月に実施することを想定している。

(9) 環境審議会および庁内会議の開催支援

米原市第3次環境基本計画策定、地球温暖化対策実行計画改定に向けた受託者からの提案内容等の審議・検討、意見交換と、円滑な事業推進を目的とし、地域内のステークホルダーを含む環境審議会を令和9年度に4回、また、庁内会議の開催について2回開催する予定である。

受託者は全会議に出席するとともに、事前打合せ、資料の作成、受託業務における提案内容

等についての説明、助言、会議運営支援および議事録の取りまとめを行うこと。

#### (10) 打合せ協議

打合せは必要に応じて適宜実施する。

### 5 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の7日以内から令和10年3月27日までとする。

### 6 業務に必要な届出書等

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

ア 着手届

イ 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。なお、業務完了後において契約不適合が認められた場合は、速やかに受託者において訂正を行い、その作業に係る費用は受託者の負担とすること。

ア 完了届

イ 納品書

ウ 成果品

・電子データ（CD-R等）1式

計画書（本編）

計画書（概要版）

温室効果ガス排出量算定および将来推計、再エネポテンシャル分析の根拠資料、その他関連資料（アンケート集計結果、審議会資料等）

・計画書（本編・概要版）については、A4冊子に製本の上、本編30部、概要版50部納品すること。

### 7 成果品の利用および著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、および第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### 8 留意事項

- (1) 電子データは、Microsoft 社製 Excel、Word、PowerPoint のいずれかで作成したもので提出すること。また、電子データは、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。なお、納品物がウイルスに感染している等により、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及び賠償等の一切について対応すること。
- (2) 米原市から受託者に貸与した書類等を含め、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## 9 担当部署

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

米原市役所経済環境部産業政策課

TEL : 0749-53-5112

FAX : 0749-53-5139

E-mail : [kankyohozen@city.maibara.lg.jp](mailto:kankyohozen@city.maibara.lg.jp)